## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔下級審民訴事例研究三二〕 簡易裁判所が期間を徒過してなされた 仮執行宣言付支払命令に対する異議申立てを適法として事件記録を 送付したのに対し、地方裁判所が右異議申立ては不適法であるとし て判決をもってこれを却下した事例 (大阪地裁平成四年九月一一日判決)
Sub Title	
Author	坂原, 正夫(Sakahara, Masao) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1994
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.67, No.7 (1994. 7) ,p.139- 147
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19940728-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

同命令につき、仮執行宣言の申立てをし、同年七月二七日付で

る」という判決主文で答えた。

を提出したが、同書面が大阪簡易裁判所に受付けられたのは同

## 級 審 民 訴 事 例 研 究

32 件記録を送付したのに対し、 地方裁判所が右異議申立ては不適法であるとして判決をもってこれ 簡易裁判所が期間を徒過してなされた仮執行宣言付支払命令に対する異議申立てを適法として事

を却下した事例

大阪地裁平成四年九月一一日判決(平四(ヮ)第七二二九号)、立替金請求事件、 判例タイムズ八二八号二

以降支払い済みに至るまで年二九・二〇パーセントの割合によ 告)を債権者、Y(被告)を債務者とした支払命令(金額一一 日にY(債務者・被告)に送達された。X(債権者・原告)は、 る金員の支払いを命じるもの)を発した。この命令は同月一五 九万八○一四円及び、一一九万円に対する平成三年五月二八日 大阪簡易裁判所は、平成四年六月一一日付でX(原

件の仮執行宣言付支払命令に対する被告の異議申立を却下す とする大阪簡易裁判所平成四年(ロ)第五九○九号支払命令事 れに対して大阪地方裁判所は、「原告を債権者、 被告を債務者 ものとして、本件事件の記録を同裁判所書記官に送付した。こ 月二一日であった。大阪簡易裁判所書記官は、本件異議申立て により本件事件について大阪地方裁判所に訴えの提起があった

間を経過した後になされたもので不適法であることは明らかで 告が仮執行の宣言を付した支払命令の送達を受けた日から二週 旨」「以上の事実によると、 本件異議申立は、 債務者被

あ

ずるに至っている。とおり、右請求が当裁判所に係属しているかのような外観が生とおり、右請求が当裁判所に係属しているかのような外観が生んの提起があったものとみなすことはできないが、前記認定のしたがって、原告の本件事件にかかる請求は、当裁判所に訴

し、主文のとおり判決する。」訴訟法四四一条の趣旨に則り、本件異議申立を却下することと訴訟法四四一条の趣旨に則り、本件異議申立を却下することと、当裁判所は、右形式上の係属を排除するため、民事

## 〔評 釈

簡易裁判所がこれを看過して適法として、事件記録を地方裁判たが、申立期間を徒過してなされた異議申立てにもかかわらず、ように、「仮執行宣言付支払命令に対して異議が申し立てられ題というのは、判例掲載誌が本判決に付した表題から明らかな題というのは、判例掲載誌が本判決に付した表題から明らかなの注目すべき点は、次の問題に対する本判決の解答である。問一 判旨に賛成であるが、疑問点がないわけではない。本判決

考え、再発の防止策を考えたり制度そのものを批判的に考察し

たりすることは必要である。

るか」という問題でもある。東されることなく、異議申立てを不適法であるとして却下でき、地方裁判所は異議申立てを適法とした簡易裁判所の判断に拘処理すべきか」という問題である。問題をより一般化すると、過した不適法な異議申立てであると知ったならば、どのように

所に送付した場合、地方裁判所は右異議申立てが申立期間を徒

みるように学説は四つの説が鋭く対立し、判例では消極説と積

地方裁判所が異議却下できるかという問題に関しては、二で

極説との対象から外したが、このような問題が生じた背景をでは考察の対象から外したが、このような問題にしても、これによけでは解答するのに困難な状況であった。本判決は積極説を鮮けでは解答するのに困難な状況であった。本判決は積極説を鮮けでは解答するのに困難な状況であった。本判決は積極説を鮮いう問題についてのみ考察する。換言すれば、本件では異議がいう問題についてのみ考察する。換言すれば、本件では異議がいう問題についてのみ考察する。換言すれば、本件では異議がいう問題についてのみ考察する。換言すれば、本件では異議がいう問題についてのみ考察する。換言すれば、本件では異議がいう問題についてのみ考察する。換言すれば、本件で期間を徒過いたと思う。本判決の有する意味はこの点にある。しかし、この点は本研究したと考えざるをえないからである。しかし、この点は本研究したと考えざるをえないからである。しかし、この点は本研究を問題が生じた背景をでは考察の対象から外したが、このような問題が生じた背景をでは考察の対象から外したが、このような問題が生じた背景をでは考察の対象から外したが、このような問題が生じた背景をでは考察の対象から外したが、この出きないは、判例が少ないこともあっては、対している。

一 督促手続から訴訟手続への移行を規定している民訴法四四
一 督促手続から訴訟手続への移行を規定している民訴法四四
一 督促手続から訴訟手続への移行を規定している民訴法四四

すなわち、

要から、簡易裁判所の判断の拘束力を否定する見解である。(4)

第三説は折衷説であり、仮執行宣告の前後で区別する説であ

異議を却下する終局判決は許されないが、宣告後は適法性

宣告前には簡裁の異議適法の判断に拘束力を認

か地方裁判所に訴訟が係属すると考えざるをえない。なしに、異議の対象になった請求の価額に応じて、簡易裁判所何ら規定をしていない。そこで異議が適法であれば何等の裁判

て却下できるか否かの問題について、従来の見解を概観すると、高判決で却下する必要がある。地方裁判所は異議を不適法とした簡易裁判所の判断が地方裁判所の判断を拘束するのであとした簡易裁判所の判断が地方裁判所の判断を拘束するのであいた。反対に拘束しないのであれば、裁判所は異議を不適法として終局判決で却下することは判明した場合であり、本件は正にこの問題である。異議を適法判明した場合であり、本件は正にこの問題である。異議を適法判明した場合であることが問題は地方裁判所の訴訟手続中に異議が不適法であることが問題は地方裁判所の訴訟手続中に異議が不適法を概観すると、

第一説は消極説であり、かようなことは許されないと説く。四説に分けることができる。

第二説は積極説であり、債権者の不利益を早急に救済する必能性と安定性を害することを挙げる。さらに不適法の判断に対性と安定性を害することを挙げる。さらに不適法の判断に対性と安定性を害することを挙げる。さらに不適法の判断に対して債務者には即時抗告が認められているが、督促手続の段の理由として、もしそうでないと手続は煩瑣になり、手続の段の理由として、もしそうでないと手続は煩瑣になり、手続の段の理由として、もしそうでないと手続は煩瑣になり、手続の段の理由として、もしそうでないと手続いる。

ると説く。

であると説く。 付支払命令の確定が遮断され、債権者が著しく不利になるから付支払命令の確定が遮断され、債権者が著しく不利になるからによって異議を却下することができないとなると、仮執行宣言とする説である。その理由として、宣告後の場合に地方裁判所の判断の拘束力を認めず、異議を却下する終局判決は許されるの判断の拘束力を認めず、異議を却下する終局判決は許される

理するのは手続が煩瑣になるし、訴訟経済にも反するからであ再度の異議申立てが考えられる場合に異議却下の終局判決で処達もないままに、異議申立てが代理権のない第三者によってなされた場合と、異議申立てが適時になされなかった場合とを区された場合と、異議申立てがで、第四説は仮執行宣言前の場合をの前後で区別する説であるが、第四説は仮執行宣言前の場合を第四説は第三説を修正した考えである。第三説は仮執行宣言第四説は第三説を修正した考えである。第三説は仮執行宣言

することはできない。第三説、第四説は不適法の是正を考えるない。そうなると第一説、あるいはそれに基づく移送説に賛成題についてわざわざ法定手続の履践を強調するほどのことでも筋が通っているが、それは迂遠な方法であり、本件のような問送する)という方法が考えられる。しかし、確かに手続的にはある。そこで、異議却下のために事件を簡易裁判所に戻す(移ある。そこで、異議が下のために事件を簡易裁判所に戻す(移ある。そこで、異議が下の大とであると判明したこれら諸説の当否であるが、異議が不適法であると判明した

極説)を支持し、同様な理由で第二説と同じ結論をとる本判決場合と不適法の異議を無視する場合との区別の基準が曖昧ないう点で問題が残る。第四説は区別の基準が合理的であるかという点で問題が残る。第四説は区別の基準が合理的であるかという点で疑問である。このように考えてみると、第二説(積極説)は第一説である。このように考えてみると、第二説(積極説)は第一説が説くような問題が生じるにしても、不適法の是正がすみやかが説くような問題が生じるにしても、不適法の是正がすみやかが説くような問題が生じるにしても、不適法の是正がすみやかが説くような問題が生じるにしても、不適法のという点で疑問である。このようなことから第二説(積極説)を支持し、同様な理由で第二説と同じ結論をとる本判決場合と不適法の異議が明確であるという理由で、第二説(積極説)を支持し、同様な理由で第二説と同じ結論をとる本判決を認う。

の趣旨に則り、本件異議申立を却下することとし、主文のとおり であり、その理由について本判決は、「原告の本件事件に をはできないが、前記認定のとおり、右請求が当裁判所平成四年(ロ)第五九〇九号支払命令事件の仮執行 をはできないが、前記認定のとおり、右請求が当裁判所に係属 とはできないが、前記認定のとおり、右請求が当裁判所に係属 とはできないが、前記認定のとおり、右請求が当裁判所に係属 とはできないが、前記認定のとおり、右請求が当裁判所に係属 とはできないが、前記認定のとおり、右請求が当裁判所に係属 とはできないが、前記認定のとおり、右請求が当裁判所に係属 とはできないが、前記認定のとおり、右請求が当裁判所に係属 とはできないが、前記認定のとおり、右請求が当裁判所に係属 とはできないが、前記認定のとおり、右請求が当裁判所に係属 とはできないが、前記認定のとおり、右請求が当裁判所に係属 とはできないが、前記認定のとおり、右請求が当裁判所に係属

に、冒頭に述べた本判決に対する私の疑問というものは、本判の判決する。」と述べている点である。それゆえな、私は判決の理解と異なり、訴訟係属が生じているのであるから、本判決の理解と異なり、訴訟係属が生じているのではなは、私は判決の理解と異なり、訴訟係属が生じているのではなは、私は判決の理解と異なり、訴訟係属が生じているのではなは、私は判決の理解と異なり、訴訟係属が生じているのではないかと思うからである。確かに民訴法四二四条は適法な異議申立てによって訴訟係属が生じると規定しているから、本判決が特学説の理解も本判決のような理解をしているから、訴訟係属が生じるが、本判決の「右請求が当裁判所に係属していり判決する。」と述べている。

一般的な理解に基づくならば、訴訟係属は実質審査によって、大きな関係と実質的訴訟係属の二つがあるということも理解しにくい。属と実質的訴訟係属の二つがあるということも理解しにくい。属と実質的訴訟係属の二つがあるということも理解しにくい。属と実質的訴訟係属の二つがあるということも理解しにくい。政ずしも明らかでないし、そもそも訴訟係属には形式的訴訟係属とは訴えが適法であるか否かに関係なく、特定の事件について裁判所の判断が求められている状態を言うことを考え、必ずしまが、の判例は、「形式上の訴訟係属」という言葉を使用して、それを排除するために、四四一条を根拠にう言葉を使用して、それを排除するために、四四一条を根拠にう言葉を使用して、それを非除するために、四四一条を根拠にう言葉を使用して、それを非除するために、四四一条を根拠にう言葉を使用して、

きかもしれない。

決に限定したものでなく、従来の積極説に対する疑問というべ

その有無が判断されるということと結びつかないように思う。

きでないと思う。

直ちに地方裁判所に訴訟係属が発生するものではなく、送付さ

あるいは積極説は、単に事件の送付を受けたからといって、

外観だけの訴訟係属を強調し、本来の訴訟係属がないとするな くいように思う。すなわち、そうでないと訴訟係属がないにも 裁判所がなぜ異議について判断したのかということが説明しに はないだろうか。このような理解をしなければ、そもそも地方 そして本案の前提として異議について判断したと理解すべきで なわち、訴訟係属が発生したからこそ、裁判所が審理を開始し、 訟係属は発生したと理解する方が分かりやすいように思う。 そこで本件では、簡易裁判所から送付されたということで、 したような形式的訴訟係属というような曖昧な言葉は使用すべ 私見のように単純に訴訟係属と表現すべきであって、 うことになると思う。 言うのと同じであり、私の疑問とすることは、表現の問題とい であるならば、 た訴訟係属を形式的訴訟係属というのかもしれない。 たと考えるべきであろう。もっとも、このような理解に基づい の簡易裁判所の判断があり、それに基づいて訴訟係属が発生し おいて判断せざるをえない状況ということは、とにかく適法と なるように思う。事件が簡易裁判所から離れて、地方裁判所に かかわらず裁判所が判決を下すということになるし、また単に 裁判所は本来なら何もしなくてかまわないということに 形式的訴訟係属という言葉は、 しかし、表現の問題に帰着するならば、 単に訴訟係属と もしそう 既に指摘 す

ず異議の適法性を審理するということも考えられる。しかし、だまない場合にも理論的に考えることは可能であるから、先断できないという方が素直な条文解釈とも言える。なお法律には先ず審査しなければならないということは、法律に何ら規定されていない。むしろ、民訴法四四一条によれば、簡易裁判所は先ず審査しなければならないということは、法律に何ら規定ついての理解には疑問がある。簡易裁判所の判断を地方裁判所と考えているのかもしれない。しかし、このような訴訟係属にれた地方裁判所は先ず異議の適法性を審査しなければならないれた地方裁判所は先ず異議の適法性を審査しなければならない

発生後には異議の適法性は判断できないとなると、これでは積の発生前に必要とする理由がないように思う。反対に訴訟係属行しないと考えると、わざわざ異議の適法性の判断を訴訟係属合はどうなるのかという問題が生じる。その場合でも訴訟は続すると、訴訟係属が発生した後で、異議の不適法が判明した場いう点に問題である。またこのように訴訟を段階的構造と把握のような考えであると、訴訟への移行の時期が不明確になるとのような考えであると、訴訟への移行の時期が不明確になるとのような考えであると、訴訟への移行の時期が不明確になると

断が終わったのか否かは、外から分からない。

換言すれば、

裁判所の判断もそれを外部に表示する必要がないから、その判そのように考えると、簡易裁判所の適法性の判断と同様に地方

それならば、私見のように訴訟係属が発生していると考える極説ではなく消極説と言わざるをえない。

滅する」という理解が必要であるが、判決からこれを読み取る がないから、異議却下判決の確定によって訴訟係属は当然に消 理解しにくいように思う。なぜならば、そのように理解するた 合に、訴訟係属の発生を認めるならば、それを消滅させるため のは困難ではないかと思うからである。そこで本件のような場 めには「異議が不適法であるならば、本来訴訟を続行する根拠 げ、それが確定すれば、当然に訴訟係属は消滅するというのは いうべきなのかもしれない。しかし、単に異議却下を主文に掲 れる。本判決を含めて消極説は、実はこのような立場であると の確定によって訴訟係属は当然に消滅するということが考えら 執行宣言付き支払命令が確定すべきであるから、異議却下判決 議が不適法であるならば、 あるいはそれを確認するために、 本来訴訟を続行する根拠がなく、 仮

うな場合に訴訟係属が発生しないというのは、一般的に訴訟係 うな見解は無用であり、余計なことである。しかし、本件のよ 属が消滅するというのも一般的に理解しにくいように思う。 属発生事由と調和しないし、異議却下という主文だけで訴訟係 も異議却下が確定すれば当然に消滅すると解するならば、かよ 訟は終了した」旨の文章を掲げるべきではないかと思う。 確かに訴訟係属は発生しないと解するか、あるいは発生して 判決主文に例えば、「訴 そ

このように解することによって、手続の段階が容易に理解 訴訟終了が分かるような主文を掲げるべきであると思う

地方裁判所に送付されたことに伴う問題の処理であるから、

できるし、第一説(消極説)の批判を克服することができると (消極説) は、

と、訴訟係属はいつ消滅するのかということが問題になる。

異

題は、本来は簡易裁判所において却下決定すべき事件が誤って るいは主文で訴訟の終了を宣言し(あるいは訴えを却下し)、 るからである。しかし、異議却下が確定すれば確定判決と同一 この場合にそれに即応した主文というと、「請求の認可」 であ 考えると、訴えの却下という主文では違和感がある。あるいは でなく、訴え却下判決によって処理するのに相応すると思う。 ことで、手続は安定すると考える。これはまた、ちょうど訴状 理由で異議を却下するということも考えられる。 についての判断を掲げて、あえて屋上屋を架す必要はない。 の効力を有するのであるから(民訴法四四三条)、主文で請求 債権者勝訴を意識して「請求の認可」ということも考えられる。 が考えられる。しかし、実質的には債権者の勝利であることを ついて判断しないというのであるから、訴えの却下という主文 係属発生後に)訴状の記載の瑕疵が判明した場合には訴状却下 を却下すべきであったにもかかわらず訴状が送達され、 の段階は簡単で明瞭になるし、判決主文で訴訟終了を宣言する すると説くのであるが、訴訟係属の発生を考えることで、手続 しそうでないと手続は煩瑣になり、手続の段階性と安定性を害 法性の認定はその後の裁判所を拘束するという見解であり、 考える。すなわち既述の第一説 確かに「訴訟の終了」という主文は馴染みがないし、請求に 簡易裁判所の適 しかしこの問

りも、①本件のような問題においては、訴訟係属が発生してい要するに私見は、本判決の「形式的訴訟係属」という考えよ議を主文で却下するという方法で処理すべきである。

- の終了」を併せて主文に掲げるべきであるというものである。に異議却下でなく訴訟係属の終了を明瞭にするために、「訴訟ると考えた方が理論的で自然である。②そうであるならば、単
- 議申立てがなされた場合である(兼子一『条解民事訴訟法(上)』の期間経過後になされた場合、四三九条による支払命令失効後に異が訴訟行為としての要件を欠いている場合、異議申立てが四四○条1) 不適法な異議として一般に挙げられているものは、異議申立て
- その者への送達がなされ、その者の名前による異議がなされた場合七号七六頁=判タニ七二号三四六頁)、代表者死亡にもかかわらずで見てみると、会社の代表権のない者への送達がなされ、その者が異議申立てをした場合(札幌地判昭和四六・一○・二六判時六五が異議申立てをした場合(札幌地判昭和四六・一○・二六判時六五が異議申立てをした場合(札幌地判昭和四六・一○・二六判時六五が異議申立てをした場合(一九八六年)、斎藤秀夫編『注解民事訴訟法』一三○一○一八頁(一九五五年)、兼子一ほか『条解民事訴訟法』一三○一○一八頁(一九五五年)、兼子一ほか『条解民事訴訟法』一三○
- 松・前掲注(1)四五四頁)。(2)簡易裁判所が異議不適法と判断した場合は決定で却下するが、(2)簡易裁判所が異議不適法と判断した場合は決定で却下するが、

(旭川地判昭和五四・五・三○判時九四四号一○五頁)がある。

『民訴法要論』五六七頁(一九五〇年)、菊井維大『民事訴訟法(3) 中田淳一『特別訴訟手続』二三頁(一九三八年)、加藤正治

- 幸司『民事訴訟法』五九九頁(第二版補正版、一九九〇年)もこの福岡地判昭和三五・七・一四下民集一一巻七号四九四頁。なお新堂申立」小室=小山還曆『裁判と上訴(下)』一七八頁(一九八〇年)、中立」小室=小山還曆『裁判と上訴(下)』 五一八頁(一九六八年)、奥村正策「支払命令に対する異議
- (6) 兼子一ほか・前渇生(1)一三○二頁「公甫」。議訴訟の性質と取扱い』実務民訴講座二巻三八○頁(一九六九年)。判例研究・民商法雑誌四六巻一号一一二頁、高島義郎『支払命令異判例研究・民商法雑誌四六巻一号一二三頁(一九五○年)、松浦馨・(5) 兼子一『判例民事訴訟法』四五三頁(一九五○年)、松浦馨・
- (6) 兼子一ほか・前掲注(1)一三〇二頁〔松浦〕。

(7) 長野地決昭和四三・七・三二判時五四七号六九頁。

- (8) 小室=賀集編・前掲注(4) 二七二頁 [坂原]。
- (9) 本判決は既述の学説の分類によればいかなる説に位置付けられ(9) 本判決は既述の学説の分類によれていかなるかというと、第一説でないという区別は、事案の関係で不明である。上に第二説ないし第四説かという区別は、事案の関係で不明である。とれ以るがというと、第一説でないということだけは確かである。それ以は特に区別されていない(判タ八二八号二六七頁)。
- 訴訟係属とは異なる。二重起訴禁止か否かで問題となる起訴状態する。そこで二重起訴禁止(民訴法二三一条)において問題となる手続による判断が求められている状態という意味で使用することに(1) 本稿で訴訟係属という場合、請求について裁判所において判決

(訴訟係属)にあるか否かは、督促手続では訴訟の移行時後の状態(訴訟係属)にあるか否かは、督促手続の大の意達時がで議論がある(詳しくは斎藤秀夫=小室直人=西村宏一の送達時かで議論がある(詳しくは斎藤秀夫=小室直人=西村宏一の送達時かで議論がある(詳しくは斎藤秀夫=小室直人=西村宏一の送達時かで議論がある(詳しくは斎藤秀夫=小室直人=西村宏一の送達時かで議論がある(詳しくは斎藤秀夫=加茂紀(訴訟係属)にあるか否かは、督促手続では訴訟の移行時後の状態(訴訟係属)にあるか否かは、督促手続では訴訟の移行時後の状態(訴訟係属)にあるか否かは、督促手続では訴訟の移行時後の状態(訴訟係属)にあるか否がは、

本稿だけが訴訟係属について特異な使用方法をしているわけではな(3) も「異議の適法が確定され、訴訟係属の効力が生じたもので(3) からも明らかなように、本件の問題についてこの福岡地判のある」と述べ、このような意味で使用している。もっとも後掲注ある」と述べ、このような意味で使用している。もっとも後掲注ある」と述べ、このような意味で使用している。もっとも後掲注ある」とが、非談係属を督促手続が訴訟に移行している場合を

- 決と同様な理由を述べている。四・五・三○前掲注(1)は本文で異議を却下し、判決理由で本判11) 札幌地判昭和四六・一〇・二六前掲注(1)、旭川地判昭和五
- っている」と述べている。 は「形式上、右請求が、当裁判所に係属するかの外観を呈するに至は「形式上、右請求が、当裁判所に係属するかの外観を呈するに至の訴訟係属」と表現し、旭川地判昭和五四・五・三○前掲注(11)は「いわば形式上(2) 札幌地判昭和四六・一〇・二六前掲注(11)は「いわば形式上
- 藤=加茂〕。 六年)、斎藤=小室=西村=林屋編者・前掲注(1) 二七一頁〔斎六年〕、斎藤=小室=西村=林屋編者・前掲注(1)二七一頁〔斎編『民事訴訟法講義』一八一頁〔坂口裕英〕(補訂第二版、一九八13) 学説の状況については、例えば中野貞一郎=松浦馨=鈴木正裕13) 学説の状況については、例えば中野貞一郎=松浦馨=鈴木正裕

概論』五二七頁(一九八二年)等)。 判例も同様である(最判昭和

15 (11) 訴訟への移行の時点については「異議を適法とする裁判がない した場合、その訴訟の性質、訴訟物、 によって訴訟への移行が決まるのであるから、通説が正しいと思う。 を適法とする裁判が暗黙に示されると考える。異議の適法性の判断 説は、異議の適法性の有無の判断が異議訴訟の判決確定時に確定す 屋・矢澤〕、新堂・前掲注(3)五九九頁、斎藤秀夫『民事訴訟法 は支払命令を取り消して請求棄却の判決をする(例えば菊井=村松 主文は支払命令の維持(認可)である。請求に全く理由がないとき 命令の当否については判決で処理し、請求に理由がある場合の判決 考えは次のようなものである。請求の当否が訴訟物であるが、支払 ては、仮執行宣言の効力との関係で議論がある。しかし、多数説の 九八六年))、期日指定時説ないし記録送付時説は、この時点で異議 と説くが(菊井維大=村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅲ』四五五頁(一 ることを根拠に、その時に訴え提起の効力が訴え提起時に遡及する る(例えば、斎藤編・前掲注(1)二二六頁〔林屋・矢澤〕、兼子 の場合は期日指定時説であり、地裁管轄の場合は記録送付時説であ (1)二二五頁注2ないし4参照〔林屋・矢澤〕)。 通説は簡裁管轄 付時説と異議申立時説とに分かれている(詳しくは斎藤編・前掲注 令を発した時とする説の対立がある。地裁管轄の場合も訴訟記録送 を事件簿に記入した時とする説と、期日指定時あるいは印紙追貼命 管轄により簡裁管轄の場合は、異議申立てを受理し本訴の事件番号 ので(民訴法四四一条の反対解釈)、必ずしも明確ではない。 前掲注(1)四六三頁、斎藤編・前掲注(1)二三六頁以下(林 一ほか・前掲注(1)一三〇三頁〔松浦〕等)。異議申立時とする 仮執行宣言付支払命令に対して異議申立てがなされ訴訟に移行 判決主文の記載方法等につい

(16) 確定判決と同一の効力を有するのであれば、それによって訴訟(16) 確定判決と同一の効力を有するのであれば、それによって訴訟係属裁判所における異議却下判決の場合の規定であり、地方三条は簡易裁判所における異議却下判決の場合の規定であり、地方主条は簡易裁判所における異議却下判決の場合の規定であり、地方の発生を前提にしていない規定である。この条文が地方裁判所での発生を前提にしていない規定である。この条文が地方裁判所である。

## 吸原 正夫